

定 款

一般財団法人京都工場保健会

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、一般財団法人京都工場保健会と称する。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

2 この法人は、前項に定めるもののほか、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。また、従たる事務所を変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、産業保健ならびに国民の健康増進に関する調査研究を行うことを目的とし、これら調査研究を通して疾病の予防及び治療の普及啓発を促進し、もって人類の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業医学研究所の設置運営
- (2) 附属診療所及び病院の設置運営
- (3) 附属衛生検査所の設置運営
- (4) 労働災害の防止及び職業病等に関する調査研究
- (5) 地球環境保護に関する調査研究
- (6) 生活習慣病等の健康に関する調査研究
- (7) 社会福祉法に基づく、生活困難者に対する無料又は低額診療
- (8) 健康診断及び健康指導に関する事業
- (9) 職業病等に関する環境調査の事業

(10) 高齢者の福祉に関する事業

(11) 健康・保健・福祉に関する物品及びシステム等の販売

(12) 医療等従事者の育成、奨学金制度の運営

(13) 産業保健ならびに国民の健康増進に関する普及及び啓発活動

(14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条

この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産をこの法人の基本財産とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条

この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条

この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、定款及び監査報告を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 会員

(会員)

第9条

この法人の会員は、次のとおりとする。

(1)普通会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に
参画する事業場

(2)賛助会員 この法人の目的に賛同する事業場

(入会)

第10条

この法人の会員となることを希望する事業場は、会長宛に入会
申込をする。

2 業務執行理事にて協議を行い、会長が諾否を決める。

(代表者届)

第11条

会員は、予め代表者1名を定めて会長に届け出なければならない
い

(会費)

第12条

会員は、別に定める会費を納めなければならない

(変更届)

第13条

会員は、その所在地、組織及び代表者を変更したときは、直ち
に会長に届け出なければならない。

(退会)

第14条

会員が退会するときは、退会届を会長に提出しなければならない
い。

(除名)

第15条

会員がこの法人の定款に反するような行為のあったときは、理事会の議決により退会を求め又は除名することができる。この場合、理事会において議決する前に、会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の返戻)

第16条

会員が退会除名その他の理由で会員の資格を失う場合、既納の会費の返戻は行わない。

5章 評議員

(評議員)

第17条

この法人に評議員 7名以上20名以内を置く。

- 2 評議員のうち1名を評議員長とし、1名を副評議員長とする。
- 3 評議員長及び副評議員長は、評議員会において選任する。
- 4 評議員は役員及び使用人を兼ねることはできない。

(評議員の選任及び解任)

第18条

評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、この法人内部の職員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成し、理事会において選任する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を選任する。
 - (1)この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2)過去に前号に規定する者となったことがある者

(3)第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項について委員に説明しなければならない。

(1)当該候補者の経歴

(2)当該候補者を候補者とした理由

(3)当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4)当該候補者の兼職状況

- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員選定委員会の決議により解任することができる。この場合、評議員選定委員会において議決する前に、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

- 8 理事会又は評議員会が、委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

（任期）

第19条

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議

- 員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 任期満了又は辞任により退任した評議員は、その退任により第17条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第20条

評議員は無報酬とする。

- 2 尚、評議員に対し費用を支払うことができる。

第6章 評議員会

(構成)

第21条

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 理事会において評議員会に付議した事項
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条

評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、京都地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求の後、遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第25条

評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 尚、法務省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第26条

会長（第24条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあってはその評議員、次項において同じ）は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

- 2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(招集手続の省略)

第27条

前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第28条

評議員会の議長は、評議員長がこれにあたる。

- 2 評議員長が欠けたとき又は評議員長に事故があるときは、副評議員長がこれにあたる。

(決議)

第29条

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第30条

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、その評議員会に出席した評議員のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上及び議長が記名押印しなければならない。

第7章 役員

(役員 の 設置)

第31条

この法人に、次の役員を置く。

但し、理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。

(1) 理事 7名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事を前項の会長、副会長および専務理事から2名を選定し、代表理事会長、代表理事副会長又は代表理事専務理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、10名以内を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第32条

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、前条3項及び第4項に基づき、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第33条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事並びに業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第35条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、

任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第36条

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があるとき。

(報酬等)

第37条

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第38条

理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第39条

この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第40条

この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。

(1)会長の相談に応じること

(2)理事会から諮問された事項について参考意見を述べる
こと

- 3 顧問の選任並びに解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。但し、常勤の顧問に対しては、理事会が別に定める報酬等の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第8章 理事会

(構成)

第41条

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条

理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第43条

理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、年に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき
 - (2)会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をしたとき
 - (4)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は同条第3項の規定により監事が招集したとき

(招集)

第44条

理事会は、会長が招集する。但し、前条第3項第3号及び第4号に規定する場合は、この限りではない。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事副会長が理事会を招集する。

(議長)

第45条

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事副会長がこれにあたる。

(決議)

第46条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第47条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第9章 会員総会

(設置)

第48条

会員総会は、会員をもって構成する。

(開催)

第49条

会員総会は、毎年1回開催する。

(招集)

第50条

会員総会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事副会長が会員総会を招集する。

(議長)

第51条

会員総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事副会長がこれにあたる。

(内容)

第52条

会員総会には、次に掲げる事項の報告を行う。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他会長が必要と認めた事項

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第18条についても適用する。

(解散)

第54条

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第55条

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第56条

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第57条

この法人の公告は、電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事は、次に掲げると者とする。
代表理事 田中千秋
代表理事 佐藤浩輔
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
稲次啓介、大谷民明、樫藤英雄、加藤省悟、小橋知福、
田渕幸治、塚本耕二、野中康朗、森下浩嗣、山下泰生

以上